役員就任候補者の就任承諾書兼誓約書の作成例

**就　任　承　諾　書**

社会福祉法人〇〇会の理事（監事）に就任することを承諾します。

理事（監事）に就任するにあたり、次のことを誓約します。

１　社会福祉法第44条第１項により準用される社会福祉法第40条第１項各号の欠格事由に該当しないこと。

２　各理事と次の者を除いて、私と親族等の特殊関係にある者はおりません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特殊関係にある者の氏名及び関係 | 氏名 | 関係 |
| 特殊関係にある者の氏名及び関係 | 氏名 | 関係 |

３　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。

４　今後、上記１号から３号の記載事項に該当した場合は遅滞なく報告すること。

〇〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇〇会

理事長〇〇〇〇様

住所〇〇市〇〇町〇番地

氏名〇〇〇〇印

※１　欠格事項及び特殊関係の確認は、裏面を参照してください。

※２　監事の場合は、上記２号を下記のとおり修正します。

（監事）

２　各役員（理事・監事）と次の者を除いて、私と親族等の特殊関係にある者はおりません。

参考１：理事の欠格事項（社会福祉法第44条及び第40条抜粋）

（役員の資格等）

第四十四条　第40条第１項の規定は、役員について準用する。

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員（役員）となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令（※施行規則第２条の６の２）で定めるもの

※ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

参考２：理事のうち各理事と特殊の関係のある者（社会福祉法第44条第６項）

社会福祉法施行規則第２条の10

① 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

② 当該理事の使用人

③ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②、③の者の配偶者

⑤ ①～③の者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にしている者

⑥ 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該社会福祉法人の理事総数に占める割合が３分の１を超える場合に限る）

⑦ 国、地方公共団体等の職員（議員を除く）（当該社会福祉法人の理事総数に占める割合が３分の１を超える場合に限る）

参考３：監事のうち各役員と特殊の関係のある者（社会福祉法第44条第７項）

社会福祉法施行規則第２条の11

① 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

② 当該役員の使用人

③ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②、③の者の配偶者

⑤ ①～③の者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にしている者

⑥ 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該社会福祉法人の監事総数に占める割合が３分の１を超える場合に限る）

⑦ 当該監事が役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該社会福祉法人の監事総数の３分の１を超える場合に限る）

⑧ 他の社会福祉法人の理事または職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員総数の２分の１を超える場合に限る）

⑨ 国、地方公共団体等の職員（議員を除く）（当該社会福祉法人の監事総数に占める割合が３分の１を超える場合に限る）

評議員就任候補者の就任承諾書兼誓約書の作成例

**就　任　承　諾　書**

社会福祉法人〇〇会の評議員に就任することを承諾します。

評議員に就任するにあたり、次のことを誓約します。

１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格事由に該当しないこと。

２　次の者を除いて、私と親族等の特殊関係にある者はおりません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評議員のうち、特殊関係にある者の氏名及び関係 | 氏名　　　　　　　　　　　　　 | 関係 |
| 評議員のうち、特殊関係にある者の氏名及び関係 | 氏名　　　　　　　　　　　　　 | 関係 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役員のうち、特殊関係にある者の氏名及び関係 | 氏名 | 関係 |
| 役員のうち、特殊関係にある者の氏名及び関係 | 氏名 | 関係 |

３　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。

４　今後、上記１号から３号の記載事項に該当した場合は遅滞なく報告すること。

〇〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇〇会

理事長〇〇〇〇様

住所〇〇市〇〇町〇番地

氏名〇〇　　〇〇　印

※１欠格事項及び特殊関係の確認は、裏面を参照してください。

参考１：評議員の欠格事項（社会福祉法第四十条抜粋）（評議員の資格等）

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令（※施行規則第２条の６の２）で定めるもの

※ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

参考２：評議員のうち各評議員と特殊の関係のある者（社会福祉法第40条第４項）

社会福祉法施行規則第２条の７

① 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

② 当該評議員の使用人

③ 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②、③の者の配偶者

⑤ ①～③の者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にしている者

⑥ 当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

⑦他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

⑧ 国、地方公共団体等の職員（議員を除く）（当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

参考３：評議員のうち各役員と特殊の関係のある者（社会福祉法第40条第５項）

社会福祉法施行規則第２条の８

① 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

② 当該役員の使用人

③ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②、③の者の配偶者

⑤ ①～③の者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にしている者

⑥ 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該社会福祉法人の評議員総数に占める割合が３分の１を超える場合に限る）

⑦ 他の社会福祉法人の役員または職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員総数の２分の１を超える場合に限る）